

平成22年11月30日
総務部市町村課財政第一班

地方公共団体財政健全化法に基づく県内市町村等の 健全化判断比率及び資金不足比率について（確定値）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する県内市町村等（仙台市を除く。）における健全化判断比率及び資金不足比率について、平成21年度決算に基づく算定結果（確定値）は別紙のとおりです。

なお、10月7日に速報値を公表しており、今回公表する確定値については、当該速報値からの変更はありません。

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率（標準財政規模に対する「一般会計等」の実質赤字額の割合）
[早期健全化基準 11.25～15%，財政再生基準 20%]

・ 県内に赤字となる団体はなし。

- (2) 連結実質赤字比率（標準財政規模に対する「全会計」の実質赤字額の割合）
[早期健全化基準 16.25～20%，財政再生基準 30%（平成21年度から3年間経過措置あり）]

・ 県内に赤字となる団体はなし。

- (3) 実質公債費比率
（標準財政規模に対する「一般会計等」の元利償還金及び準元利償還金の割合（3か年平均））
[早期健全化基準 25%，財政再生基準 35%]

・ 早期健全化基準を上回る団体はなし。
・ 地方債許可団体となる18%を上回る団体は、村田町（18.3%）及び加美町（18.2%）の2団体である。

- (4) 将来負担比率（標準財政規模に対する「一般会計等」が将来負担すべき実質的な負債の割合）
[早期健全化基準 350%]

・ 早期健全化基準を上回る団体はなし。
・ 最も比率の高い団体は村田町（195.0%）。以下、色麻町（168.5%）、栗原市（158.7%）、加美町（142.2%）、登米市（139.6%）と続く。

- 2 資金不足比率（事業の規模に対する資金不足額の割合（「各公営企業会計」ごとに算定））
[経営健全化基準 20%]

・ 34市町村、4一部事務組合及び1企業団の150会計のうち、資金不足額があったのは3事業（石巻市の病院事業：9.2%、塩竈市の病院事業：10.6%、登米市の病院事業：14.2%）。
・ 資金不足額があった3事業のうち、資金不足比率が経営健全化基準を上回った事業はない。

1 制度の概要

- 根拠法 地方公共団体の財政の健全化に関する法律
- 趣 旨 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて健全化のための計画策定や行財政上の措置が講ぜられるもの。
- 施 行 平成20年4月1日（なお、計画策定や行財政上の措置については、平成21年4月から施行）
- 従来の準用財政再建団体制度は廃止された。（地方財政再建促進特別措置法の廃止）

2 各比率が基準を超える場合の対応

（1）健全化判断比率

- 早期健全化基準を超える場合
⇒ 財政健全化計画の策定、外部監査要求
- 財政再生基準を超える場合
⇒ 財政再生計画の策定、外部監査要求、地方債の制限

（2）資金不足比率

- 経営健全化基準を超える場合
⇒ 経営健全化計画の策定、外部監査要求

3 用語の説明

- 標準財政規模
… 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模。地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、標準税収入額、地方譲与税、交通安全対策特別交付金、普通交付税のほか、臨時財政対策債発行可能額を加えた額とされている。
- 準元利償還金
… 「公営企業に対する一般会計繰出金」や「一部事務組合に対する負担金・補助金」などのうち元利償還に充当されたもののほか、「満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）」、「公債費に準ずる債務負担行為」、「一時借入金の利子」といった「実質的な公債費」に費やした一般財源の額。

県内市町村の健全化判断比率(確定値)

(単位:%)

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
石巻市	- (11.43)	- (16.43)	14.3	132.6
塩竈市	- (13.06)	- (18.06)	8.2	100.4
気仙沼市	- (12.58)	- (17.58)	15.5	120.8
白石市	- (13.41)	- (18.41)	12.0	48.1
名取市	- (12.85)	- (17.85)	10.3	66.6
角田市	- (13.83)	- (18.83)	10.7	83.8
多賀城市	- (13.10)	- (18.10)	10.1	13.9
岩沼市	- (13.55)	- (18.55)	5.4	-
登米市	- (11.89)	- (16.89)	14.1	139.6
栗原市	- (11.87)	- (16.87)	16.4	158.7
東松島市	- (13.37)	- (18.37)	14.1	109.5
大崎市	- (11.59)	- (16.59)	15.7	117.7
蔵王町	- (15.00)	- (20.00)	14.7	108.2
七ヶ宿町	- (15.00)	- (20.00)	11.1	-
大河原町	- (15.00)	- (20.00)	6.8	52.5
村田町	- (15.00)	- (20.00)	18.3	195.0
柴田町	- (13.88)	- (18.88)	14.7	83.4
川崎町	- (15.00)	- (20.00)	10.9	28.9
丸森町	- (14.86)	- (19.86)	12.7	125.0
亘理町	- (14.10)	- (19.10)	11.0	41.8
山元町	- (15.00)	- (20.00)	15.6	97.4
松島町	- (15.00)	- (20.00)	13.8	84.0
七ヶ浜町	- (15.00)	- (20.00)	12.2	10.3
利府町	- (14.41)	- (19.41)	14.6	76.1
大和町	- (14.36)	- (19.36)	12.0	55.1
大郷町	- (15.00)	- (20.00)	14.1	81.9
富谷町	- (13.91)	- (18.91)	1.0	-
大衡村	- (15.00)	- (20.00)	13.3	71.2
色麻町	- (15.00)	- (20.00)	15.0	168.5
加美町	- (13.38)	- (18.38)	18.2	142.2
涌谷町	- (15.00)	- (20.00)	13.8	98.7
美里町	- (14.10)	- (19.10)	17.1	126.0
女川町	- (15.00)	- (20.00)	4.1	-
南三陸町	- (14.73)	- (19.73)	14.2	106.5
単純平均			12.5	83.7
加重平均			13.2	93.0

* 将来負担比率の単純平均の算出に当たり、「-」の団体は「0.0」として計算した。

* 括弧内は、各市町村の早期健全化基準である。

《参考》

仙台市	- (11.25)	- (16.25)	12.7	170.9
-----	-----------	-------------	------	-------

県内市町村等の資金不足比率（確定値）

（単位：％）

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
石巻市	病院事業会計	9.2	令第17条第1号の規定により事業規模を算定
石巻市	水産物地方卸売市場事業特別会計	-	
石巻市	下水道事業特別会計	-	
石巻市	漁業集落排水事業特別会計	-	
石巻市	農業集落排水事業特別会計	-	
石巻市	浄化槽整備事業特別会計	-	
塩竈市	水道事業会計	-	
塩竈市	市立病院事業会計	10.6	令第17条第1号の規定により事業規模を算定
塩竈市	下水道事業特別会計	-	
塩竈市	漁業集落排水事業特別会計	-	
塩竈市	交通事業特別会計	-	
塩竈市	魚市場事業特別会計	-	
気仙沼市	水道事業会計	-	
気仙沼市	ガス事業会計	-	
気仙沼市	病院事業会計	-	
気仙沼市	魚市場特別会計	-	
気仙沼市	青果市場特別会計	-	
気仙沼市	索道特別会計	-	
気仙沼市	唐桑半島ピクニックセンター事業特別会計	-	
気仙沼市	公共下水道特別会計	-	
気仙沼市	集落排水特別会計	-	
気仙沼市	簡易水道特別会計	-	
白石市	水道事業会計	-	
白石市	下水道事業会計	-	
白石市	地方卸売市場事業特別会計	-	
名取市	水道事業会計	-	
名取市	下水道事業等会計	-	
角田市	水道事業会計	-	
角田市	地方卸売市場事業特別会計	-	
角田市	公共下水道事業特別会計	-	
角田市	農業集落排水事業特別会計	-	
多賀城市	水道事業会計	-	
多賀城市	下水道事業特別会計	-	
岩沼市	水道事業会計	-	
岩沼市	特別都市下水路事業会計	-	
岩沼市	公共下水道事業特別会計	-	
岩沼市	農業集落排水事業特別会計	-	

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
登米市	水道事業会計	-	
登米市	病院事業会計	14.2	令第17条第1号の規定により事業規模を算定
登米市	老人保健施設事業会計	-	
登米市	下水道事業特別会計	-	
登米市	宅地造成事業特別会計	-	
栗原市	水道事業会計	-	
栗原市	病院事業会計	-	
栗原市	簡易水道事業特別会計	-	
栗原市	下水道事業特別会計	-	
栗原市	農業集落排水事業特別会計	-	
栗原市	合併処理浄化槽事業特別会計	-	
東松島市	農業集落排水事業特別会計	-	
東松島市	漁業集落排水事業特別会計	-	
東松島市	下水道事業特別会計	-	
大崎市	病院事業会計	-	
大崎市	水道事業会計	-	
大崎市	下水道事業特別会計	-	
大崎市	農業集落排水事業特別会計	-	
大崎市	浄化槽事業特別会計	-	
大崎市	岩出山簡易水道事業特別会計	-	
大崎市	鳴子上原簡易水道事業特別会計	-	
大崎市	鳴子向山簡易水道事業特別会計	-	
大崎市	宅地造成事業特別会計	-	
蔵王町	国民健康保険蔵王病院事業会計	-	
蔵王町	水道事業会計	-	
蔵王町	公共下水道事業特別会計	-	
七ヶ宿町	簡易水道特別会計	-	
七ヶ宿町	公共下水道特別会計	-	
大河原町	水道事業会計	-	
大河原町	地方卸売市場事業特別会計	-	
大河原町	公共下水道事業特別会計	-	
村田町	上水道事業会計	-	
村田町	工業用水道事業会計	-	
村田町	公共下水道事業特別会計	-	
村田町	農業集落排水事業特別会計	-	
柴田町	水道事業会計	-	
柴田町	公共下水道事業特別会計	-	
川崎町	上水道事業会計	-	
川崎町	病院事業会計	-	
川崎町	公共下水道事業特別会計	-	
川崎町	簡易水道事業特別会計	-	
川崎町	温泉事業特別会計	-	
丸森町	水道事業会計	-	
丸森町	病院事業会計	-	
丸森町	公共下水道事業特別会計	-	
丸森町	農業集落排水事業特別会計	-	
丸森町	営農飲雑用水事業特別会計	-	
丸森町	宅地造成事業特別会計	-	
丸森町	工場団地造成事業特別会計	-	

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
亘理町	水道事業会計	-	
亘理町	公共下水道事業特別会計	-	
亘理町	わたり温泉鳥の海特別会計	-	
亘理町	工業用地等造成事業特別会計	-	
山元町	水道事業会計	-	
山元町	下水道事業会計	-	
松島町	水道事業会計	-	
松島町	観瀾亭等特別会計	-	
松島町	下水道事業特別会計	-	
七ヶ浜町	水道事業会計	-	
七ヶ浜町	下水道事業特別会計	-	
利府町	水道事業会計	-	
利府町	下水道事業特別会計	-	
大和町	水道事業会計	-	
大和町	下水道事業特別会計	-	
大和町	農業集落排水事業特別会計	-	
大和町	戸別合併処理浄化槽特別会計	-	
大郷町	水道事業会計	-	
大郷町	下水道事業特別会計	-	
大郷町	農業集落排水事業特別会計	-	
大郷町	戸別合併処理浄化槽特別会計	-	
富谷町	水道事業会計	-	
富谷町	下水道事業特別会計	-	
大衡村	水道事業会計	-	
大衡村	下水道事業特別会計	-	
大衡村	戸別合併処理浄化槽特別会計	-	
色麻町	水道事業会計	-	
色麻町	特定環境保全公共下水道事業特別会計	-	
色麻町	農業集落排水施設事業特別会計	-	
色麻町	特定地域生活排水処理施設事業特別会計	-	
色麻町	個別排水処理施設事業特別会計	-	
加美町	水道事業会計	-	
加美町	下水道事業特別会計	-	
加美町	浄化槽事業特別会計	-	
加美町	工業用地等造成事業特別会計	-	
涌谷町	国民健康保険病院事業会計	-	
涌谷町	老人保健施設事業会計	-	
涌谷町	訪問看護ステーション事業会計	-	
涌谷町	水道事業会計	-	
涌谷町	公共下水道事業特別会計	-	
涌谷町	農業集落排水事業特別会計	-	
涌谷町	土地取得特別会計	-	
美里町	水道事業会計	-	
美里町	病院事業会計	-	
美里町	公共下水道事業特別会計	-	
美里町	農業集落排水事業特別会計	-	

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
女川町	水道事業会計	-	
女川町	病院事業会計	-	
女川町	下水道事業特別会計	-	
女川町	漁業集落排水事業特別会計	-	
女川町	簡易水道特別会計	-	
女川町	地方卸売市場特別会計	-	
南三陸町	水道事業会計	-	
南三陸町	病院事業会計	-	
南三陸町	訪問看護ステーション事業会計	-	
南三陸町	市場事業特別会計	-	
南三陸町	漁業集落排水事業特別会計	-	
南三陸町	公共下水道事業特別会計	-	
白石市外二町組合	公立刈田総合病院事業会計	-	
黒川地域行政事務組合	病院事業会計	-	
黒川地域行政事務組合	訪問看護ステーション事業会計	-	
石巻地方広域水道企業団	石巻地方広域水道企業団水道事業会計	-	
加美郡保健医療福祉行政事務組合	公立加美病院事業会計	-	
大河原町外1市2町保健医療組合	病院事業会計	-	
大河原町外1市2町保健医療組合	訪問看護ステーション事業会計	-	

《参考》

仙台市	下水道事業会計	-	
仙台市	自動車運送事業会計	7.4	
仙台市	高速鉄道事業会計	-	
仙台市	水道事業会計	-	
仙台市	ガス事業会計	-	
仙台市	病院事業会計	-	
仙台市	中央卸売市場事業特別会計	-	